

「ブルーツーリズム推進支援事業」公募要領

令和 7 年 1 月 1 0 日
観光庁観光地域振興課

※本事業は令和 7 年度の予算成立が前提となります。

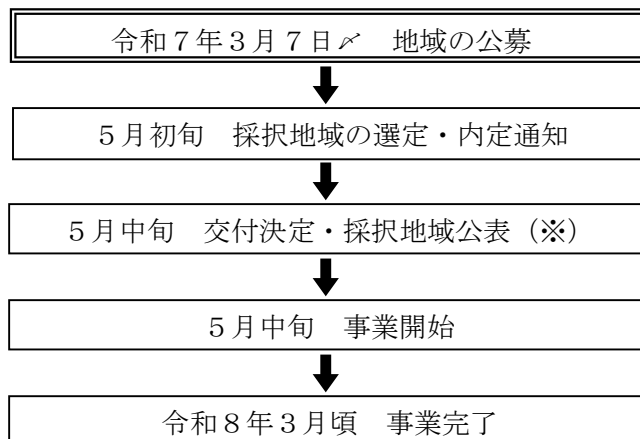
1. 事業の趣旨

本事業は ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムを推進し、国内外からの誘客と観光客の定着を図ることが目的です。

そのため、ブルーツーリズムを推進する地域を公募し、当該地域における、①海水浴場等の受入環境整備、②海の魅力を体験できるコンテンツの充実、③海にフォーカスしたプロモーション、④ビーチ・マリーナ・観光船舶を対象とした環境認証（以下「ブルーフラッグ認証」という。）の取得に向けた取組を支援します。

2. 事業の実施期間

交付決定後より、令和 8 年 3 月 1 9 日まで（原則）とします。



※採択地域の公表は、観光庁ホームページを予定しております。

3. 公募の要件

当該地域の関係者の合意を得て策定したブルーツーリズム推進計画を、別添様式により観光庁へ提出することとします。

申請者は、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会及び観光地域づくり法人（DMO）登録制度において登録された者としてします。

事業計画には、本事業の目的である観光地域づくりを通じて、海の魅力を高める取組を必ず記載してください。なお、海の魅力を高める取組には、海に入らないコンテンツも対象としています。

4. 事業の内容

観光庁が認めたブルーツーリズム推進計画において記載された以下の取組に対する支援を行います。（補助率：8/10、上限額：総事業費は、3,000万円を上限の目安とするが、取組のうち海水浴場等の受入環境整備における施設・設備の改修を含む場合は、5,000万円を上限の目安とする。）

- ①海水浴場等の受入環境整備
- ②海の魅力を体験できるコンテンツの充実
- ③海にフォーカスしたプロモーション
- ④ブルーフラッグ認証の取得に向けた取組

＜留意点＞

複数の市町村にまたがる取組も対象とするが、それぞれの地方公共団体との連携を確保することとします。

5. 補助対象経費

補助の対象となる経費については、別添の「ブルーツーリズム推進支援事業費補助金交付要綱」を参照してください。

なお、海にフォーカスしたプロモーションに係る経費は、総事業費に比して5割未満とします。

《補助対象とならない経費の例》

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・本事業の各種取組において補助金交付決定を受ける前に支払われた経費
- ・経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・実施するイベントにおける景品等の購入費
- ・クーポンや乗車船等の割引原資のための経費
- ・国その他行政機関により別途補助金、支援金、委託費等が支給されているもの又は支給を予定されているものがある場合の経費
- ・次年度以降も継続した効果が見込まれず、単年度で終了する取組に係る経費（前年度以前と同様の取組も含む）
- ・電車、バス、タクシーなどの運行等に係る経費
- ・主たる目的が物品の購入と認められる事業における物品等の購入費
- ・車両購入費（水陸両用車椅子は除く）

6. 提出

（1）募集期間

令和7年1月10日（金） ～ 令和7年3月7日（金） 必着

（2）提出書類

様式については、観光庁ホームページから様式ファイルをダウンロードしてください。

- ① ブルーツーリズム推進計画（様式1）
- ② 費用積算書（様式2）
- ③ 業務実施スケジュール（様式3）

④ 事業概要①（様式 4）

⑤ 事業概要②（様式 5）

（3）提出方法

以下の提出先に、メールで送付してください。

国土交通省 観光庁 観光地域振興課

ブルーツーリズム推進支援事業担当

E-mail : hqt-blue_tourism@gxb.mlit.go.jp

電話番号：03-5253-8327

※提出の際、メールの件名の冒頭を「〇県〇市_提案団体名_提案事業名」としてください。

※メールによる申請書類提出後には、提出した旨を必ず電話にて連絡してください。

（4）その他

- ・提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とします。
- ・提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となる場合があります。
- ・提出書類に添付する写真は、観光庁ホームページ等で使用する可能性があるため、公表可能なものとしてください。

7. 選定

（1）選定方法

提出されたブルーツーリズム推進計画は、次項「（2）選定の観点」に基づいて有識者が総合的に評価を実施し選定を行います。

なお、募集期間締め切り後に、必要に応じて観光庁より申請者に対して計画内容等をヒアリングする場合があります。

（2）選定の観点

提出されたブルーツーリズム推進計画の内容を以下の観点から審査します。

① 目指す地域の姿及び課題設定

- ・ALPS 処理水の海洋放出による風評への対策として目指す地域の姿に対し、各種取組の設定が適当であること。
- ・海水浴場および関連施設を含めた海岸周辺地域における課題、これまでの取組が具体的に示されていること。

② 実施体制及び役割分担

- ・ブルーツーリズム推進計画を実施するための関係団体の協力が得られた体制が構築されていること。
- ・役割が明確化されており、また連携することによる相乗効果が見込まれること。

③ スケジュール及び計画性

- ・実施スケジュールが具体的に提示されていること。
- ・年度内に取組が完了し効果が見込まれること。

④ 取組内容

- ・取組の内容が具体的に提示されており、その取組がブルーツリーズムの推進に繋がるものであること。
- ・適切な事業目標（KPI）が設定されており、事業の推進によってその値が望ましい方向に向かうこと。

⑤ 取組がもたらす効果の継続性

- ・次年度以降も継続して効果が見込まれること。
- ・将来的に補助金に頼らず、自走していくことが可能となる事業であること。

（３）選定結果の内定及び通知

採択する案件が内定した後、申請者に対して通知します。

８．補助金の交付手続きについて

選定結果の内定及び通知の後、別途案内します。

９．問い合わせ

募集期間中は、本公募要領に関する問い合わせや申請書類の記載方、提案内容等に関する相談を受け付けております。問い合わせ先は、「６．提出」に記載の提出先と同様です。

なお、担当者がテレワーク勤務等を行っている場合がありますので、問い合わせや相談等は、電子メールにて御連絡いただくよう、ご協力をお願いいたします。

以 上